

平成30年度第1回東久留米市地域自立支援協議会

平成30年5月30日

**【地域支援係長】** それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。  
本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

大変申しわけございませんが、本日は福祉保健部長の内野のほうが他の公務のため欠席となっております。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、新たな任期に伴い、委員の方々への委嘱書交付から始めさせていただきます。本来であれば市長より交付をさせていただくところですが、他の公務により欠席のため、西村副市長より、それぞれの委員の方に委嘱書を交付させていただきます。お名前を呼ばれた委員の方はその場にお立ちいただき、委嘱書をお受け取りください。なお、本日欠席の委員の方におかれましては、後日事務局より委嘱書等を送付させていただきます。

(委嘱書交付)

**【地域支援係長】** ありがとうございます。

では、続きまして、副市長より一言ご挨拶を申し上げます。

**【副市長】** 改めまして、皆様、こんにちは。東久留米市副市長の西村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

今ほど新しくなられた4名の方を含めまして委嘱書を私のほうから交付させていただきました。本来であれば、並木市長より皆様方に委嘱書のほう交付させていただくところですが、本日は、柳泉園組合議会の定例会が、重なっております。市長のほうからも皆様によろしくということでございます。

東久留米市におきましては、平成24年10月に東久留米市地域自立支援協議会を設置いたしました。障害、福祉関係者の皆様の相互連携、また、地域におけます情報の共有、支援体制の整備などさまざまなご協議をいただいております。昨年度は、第4期障害福祉計画におけます毎年度の振り返りとあわせまして、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の策定にご協力いただき、重ねて御礼を申し上げます。

なお、来月の6月4日から第2回市議会定例会が始まります。ここにおきまして、この計画について、行政報告をさせていただく予定でございます。

今年度は、昨年度で計画期間が終了した第4期の障害福祉計画の振り返りをはじめとしまして、改正後の障害者総合支援法、また、児童福祉法におけます諸制度につきましてご協議いただく予定と考えてございます。大変ご多忙の中

でございますけれども、よろしく申し上げます。

最後になります、障害をお持ちの方やその関係者の皆様、また、地域の皆様、さまざまな忌憚のないご意見を踏まえた障害福祉施策の推進に向け、これまで同様に活発にご議論、ご協議していただくことを祈念しまして、私の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

【地域支援係長】 大変申しわけございませんが、副市長は別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(副市長退室)

【地域支援係長】 それでは、お手元の資料をご確認ください。議題を進める前に資料の確認をお願いいたします。

一番上の資料が本日の次第でございます。続きまして、資料1-1「東久留米市地域自立支援協議会委員名簿(専門部会案)」でございます。続きまして、資料1-2「平成30年度東久留米市第4期障害福祉計画PDCA表」でございます。資料の一番最後に、参考といたしまして「東久留米市地域自立支援協議会設置要綱」を配付しております。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら挙手をお願いいたします。

会を進めるに当たって注意事項です。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってからご発言いただけますようお願いいたします。ご発言の際は着席のままで結構です。手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どちらの方の発言かわかりにくくなります。お一人ずつ発言をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日は第1回ということですので、委員の方の自己紹介から始めさせていただきます。

それでは、村山委員のほうからお願いいたします。

【委員】 村山と申します。よろしく申し上げます。東京学芸大学の特別支援科学講座というところにおります。以前からの言い方で言うと、養護学校教員養成課程のことです。特別支援学校や、あるいは小学校の教員を目指す学生の指導にふだんは当たっております。

特別支援学校とのかかわり、特に私自身の研究が特別支援学校の教育課程であるとか、あとは国際比較の研究をしております。昨年度までこの会長をされていた澤先生の同僚というか、随分年は離れているんですが、一応同僚ということになっております。

東久留米市とは正直申し上げて今までそれほど接点はなかったのですけれど

も、幸い附属の特別支援学校が駅の反対側にございまして、年間20回ぐらいは来ています。こういう形でご縁をいただい、また東久留米の状況についてもこれを機会に学ばせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】 さいわい福祉センターの飯島でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

【委員】 社会福祉法人イリアンソスの理事長をやらせていただいております磯部です。よろしくお願いします。

【委員】 ぶどうの郷の施設長をやっています高原です。よろしくお願いいたします。

【委員】 NPO法人ゆうの理事長をやっております有馬と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 平山と申します。私は市内の聴覚障害者の人たちが集まっている団体の代表をしています。よろしくお願いします。

【委員】 以前は東久留米保健所、現在は東久留米・清瀬地区の精神障害者の親の会が集まっています蒼空会の会長をしております熊谷です。よろしくお願いいたします。

【委員】 めるくまーの小林と申します。精神障害者を対象にした地域活動支援センターと相談支援事業所2本立ての事業をやっています。よろしくお願いいたします。

【委員】 清瀬特別支援学校の進路専任の武藤と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 ハローワーク三鷹の専門援助で、この4月から仕事をしております山本縁です。よろしくお願いいたします。

【委員】 小平にあります多摩小平保健所の保健師で橋本と申します。東久留米のほうを担当している保健師が3名おりますが、その清瀬・東村山と一緒に係を担当している係長です。難病の方や医療的ケア児、重症心身障害児などの相談をしているところです。よろしくお願いいたします。

【委員】 民生児童委員の後藤です。よろしくお願いいたします。

【委員】 東久留米身体障害者福祉協会の派遣で来ました松本です。よろしくお願いいたします。

【委員】 東久留米市社会福祉協議会相談支援担当をしております大櫛と申します。社会福祉協議会は地域福祉の推進をする団体ですが、私は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 ありがとうございます。

次に、事務局のほうをご紹介させていただきます。福祉保健部長は本日欠席となっておりますが、前年度とかわりありません。

【障害福祉課長】 本日は、ご多忙の中、また、委員を快諾いただきましてありがとうございます。この自立支援協議会の中におきまして、先ほど副市長も申し上げておりましたが、活発な議論、ご協議をいただき、ぜひ東久留米の福祉向上のお力になっていただければと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

【地域支援係長】 それでは、次に、会長、副会長の互選に移らせていただきます。障害福祉課長よりご説明させていただきます。

【障害福祉課長】 今回は、第5期目の地域自立支援協議会です。本協議会につきましては別添の「東久留米市地域自立支援協議会設置要綱」によって必要な事項を定めてございます。

会議を進めるに当たりまして、会務を総理する会長を選出する必要がございます。同協議会設置要綱第4の規定により、「会長は委員の互選により選出し副会長は会長が指名する」とされております。では、皆様のご意見を承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特段ご意見がないようでございます。それでは、大変恐縮でございますが、事務局より、澤・元会長の後任の村山委員を会長に推薦したいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。異議がなければ拍手をもってご承認いただきたいと思っております。

( 拍 手 )

【障害福祉課長】 ありがとうございます。

それでは、村山会長におかれましては、規定により副会長のご指名をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【会長】 改めまして、よろしくお願いたします。初めて委員になったところでの会長なので、私としては、これまでの協議会の議論の蓄積も大事にしていきたいという思いがあるので、できれば、昨期まで副会長を務めていらした磯部委員をお願いしたいと思っております。

【障害福祉課長】 磯部委員、会長のご指名でございますが、いかがでしょうか。

【委員】 謹んでお受けいたします。(拍手)

【会長】 ありがとうございます。

【障害福祉課長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、専門部会の所属についてですが、当協議会は2つの

部会がございます。住みよいまちづくり部会、相談支援部会の2つの専門部会です。会長を除く全ての委員に、2つの部会のうちどちらかに所属いただいております。

部会についてですが、昨年までの状況を反映した案としまして、資料の1-1をご用意しております。今回、新たに委員になられた方におかれましては、前任の方と同じ部会に所属いただきたいと思いますのですが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【障害福祉課長】 ありがとうございます。ご異議がないということでございますので、部会の所属につきましては資料1-1のとおりとさせていただきますと思います。「案」の字をお取りいただければと思います。

この後は、会長の議事進行にお任せするのですが、今回だけ私どものほうで申し上げたいことがございます。

この地域自立支援協議会は、公開型も含めまして、傍聴を基本的には認めているものでございます。市のほうでも傍聴についての規定というものを特に設けてはおりませんが、ご希望があればということでご紹介もさせていただいているところでございます。

当然、議論の内容によっては、プライバシーにかかわるもの、あるいは、秘密の中で話をしていかなければいけないもの等もございます。そういった場合にはご遠慮いただくという条件のもとに傍聴を認めてまいりたいと思います。

また、今後は会長のご判断にお任せいたしますが、本日お一人の方が傍聴を希望されていらしております。この件につきましては、私のほうで皆様に決議をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【障害福祉課長】 では、傍聴については、承認いただきましたので、傍聴人の方、そちらで恐縮ですが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【地域支援係長】 それでは、村山会長、会長席にご移動いただきまして、会長就任のご挨拶と会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(村山会長、会長席へ移動)

【会長】 改めまして、よろしく願いいたします。マイクがあるので、座らせていただきます。

改めまして、ふなれなところではございますが、議事のスムーズな進行、円滑な会の運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様のご協力を平に

平によろしく願います。

そのまま議事に入ってよろしいですか。

【地域支援係長】 大丈夫です。

【会長】 それでは、協議会次第の5番をごらんください。報告事項で、平成30年度障害福祉関連事業等についてということで、これは事務局からでよろしいでしょうか。では、事務局よりお願いいたします。

【障害福祉課長】 障害福祉課、後藤でございます。

平成30年度の当市の予算状況について、財政状況についてお話を申し上げたいと思います。

ご存じの方もおられるかと思いますが、初めての方もいらっしゃいますので、ご説明をさせていただきたいと思います。予算、歳入について、特段この協議会のほうに影響するものというのではないと思いますので、歳出に限ってお話を申し上げます。

歳出についてでございますが、行政における分類方法には、行政目的に着目いたしました目的別の支出というのと、経済的な性質に基づきました性質別という予算という分類がございます。まずは、この目的別の歳出というところからご説明申し上げます。

まず、目的別の支出といたしましては、行政目的によって議会費、総務費、福祉に関係しています民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費といった形に大きく分けることができます。

平成30年度一般会計予算、東久留米市の一般的な行政に係る費用を賄うための財布のようなものということでイメージいただきたいと思います。こちらが総額で431億9,400万円でございます。前年の平成29年度の予算と比較いたしますと、19億5,400万円の増加となっております。

この目的別歳出の構成費についてでございますが、全体を100とした場合に民生費、福祉や子供関係のものになります。こちらが431億9,400万円のうち実に234億3,623万2,000円でございます。構成比が54.3%に上ります。

続いて、教育費が45億3,250万4,000円、こちらが全体比率10.5%です。続きまして、土木費37億2,442万6,000円、構成比が8.6%。続いて、総務費が36億5,410万円、構成比8.5%ということで、大雑把ではございますが、多い順で並べさせていただきましたうち、民生費の構成比というのが毎年上昇の傾向にございます。

繰り返しますが、民生費というのは保育の運営費ですとか、障害福祉サービス費等でございます。こちらの増加があり、民生費自体、前年と比較した場

合に6億9,840万円の増加、前年と比べて3.1%増えているものでございます。

ちなみに、この協議会の中でご議論いただいている障害福祉サービスに関する費用でございますが、先ほど申し上げた金額の中で、234億のうち27億2,325万8,000円で、前年度と比較いたしますと、予算要求で1億6,265万5,000円増加ということでございます。

この理由といたしましては、この協議会で福祉サービス、障害福祉サービスの拡充やさまざまな議論をいただいておりますが、拡充をしていっているという効果、並びに障害者自身が高齢化していっているという状況、あるいは、利用者がどんどん拡大しているということに伴って増えているという状況があるのだと分析しております。

続きまして、性質別の歳出でございます。経済的な性質に着目した分類での性質別の歳出といたしましては、東久留米市の経費、内容によって、義務的な経費と投資的経費、その他の経費という3つに分類をしています。

このうちの義務的な経費というのが全体の51%を占めております。職員の給与などの人件費のほか、生活保護費や障害福祉サービス等の扶助費及び地方債として、借金をしているのですが、この元利償還金等の公債費から成っており、このうちの扶助費は32.1%でございます。

投資的な経費ですが、こちらは全体の10%で、公共施設やインフラ施設への費用となっております。

その他の経費といたしましては、全体の39%に物件費、補助費、繰出金や維持改修費などというものがございます。あえてかたいお話をいたしました。東久留米の実情をご理解いただくための一助となればとも思ひまして、ご説明をした次第でございます。市の財政状況についての説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。今のご説明について、ご質問、ご意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお知らせください。

【委員】 磯部です。

ホームページに、平成30年度予算編成についてということで、市長の声明があって、基本方針として社会保障関係経費が他の経費を圧迫している現状を再認識し、義務的経費の自然増を見込む場合でも、国による改革項目に当たる事業では、その抑制額を可能な限り見積もること、また、近年の執行率を勘案をして十分精査し、過大な見積もりを行うことというのが、歳出削減の方針として出ているというふうに確認しているんですが、具体的にここに当てはまるような項目は、今回、予算編成の中でありましたか。

【会長】 いかがでしょうか。

【障害福祉課長】 ここに直接関係するものとして、先ほど障害福祉サービス費というのをあえて特化させていただいておりますけれども、この点に関しましては、増加の要因の中には当然入っておりますが、大体2億円ベースで延びていた経過もここ数年あったかと思っておりますけれども、これを1億6,000万円強ということで少し下がっているところです。ただ、これはあくまでも予算ですので、決算ではないので、前年との単純比較ではございますが、そんな形に出ています。

見積もりについてでございますけれども、東久留米の場合、さまざまな予算要求をする場合に見積もりを事業者からとるケースもございますし、積算をする場合もございますが、余力を持ってのということは基本的には認められておりませんので、できるだけ実数に近い形を持ってくるという形で、削減というよりも正確性を高めていく形での予算を要求しているということでございます。

また、扶助費ということもございますので、必要なものの適切な判断を、適切に行うことで抑制ということではない形での歳出を心がけているというのが福祉保健部障害福祉課のほうでの予算要求の内容ということになるかと思っております。

【委員】 ありがとうございます。新聞でも、障害者年金がもらえない方が1,000人ぐらいということで一定規模のスケールができつつあるのかなという気がするのですが、障害のある人含め一人一人の生活状況によって、今、課長がおっしゃられた適正な部分を見て、正確性の部分を見て、支給するかしないかみたいなどころでは、ほんとうに人権にもかかわりますので丁寧にやっていただけるとありがたいなと思っておりますので、ぜひ、削減というか、正確な予算の執行という視点でやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【会長】 ありがとうございます。そのほか、この5番の議題についてご意見、ご質問等お持ちの委員はいらっしゃいますか。

それでは、次第の6番に移りたいと思っております。協議事項「第4期障害福祉計画の振り返り」ということですが、先立って事務局のほうから説明をいただいてから、トピックごとに協議、あるいは意見交換という形をとらせていただきたいと思っております。

【管理係長】 資料1-2「平成30年度東久留米市第4期障害福祉計画PDCA表」をごらんください。こちらのPDCA表は、第4期障害福祉計画と新しく策定した第5期障害福祉計画が合わさったようなものになっています。各項目に対する文章については、第5期障害福祉計画のもの、実績等については前後する6年分の数字のほうを載せさせていただいております。



まず、めくっていただいて東久留米市の人口推移をごらんください。当市の全体の人口の推移ということの目安として見ていただけたらと思ひまして、ご用意させていただきました。

人口については、30年度4月1日時点で11万6,869人。そのグラフの下の方になるんですが、65歳以上の方につきましては3万2,728人というのが4月1日時点の数字となっております。24年度から25年度にかけて人口がぐっと大きくなっているんですが、こちらのほうは法改正等で外国人の方の取り扱いが変わり、25年度から外国人の方も人口推移に入れているので、大きくなっているということです。

では、2ページ「平成32年度に向けた目標の設定」をごらんください。こちらは、国の指針に基づいて立てられた目標について実績がどうだったかということになっています。

第4期障害福祉計画においては、平成25年度末の施設入所者の数が99名ありまして、その方を93名まで減らしていくというのが第4期の障害福祉計画になっておりました。29年度の年度末の入所者の数は94名ということで、第4期の障害福祉計画については1人目標に達しなかったというものでございます。第5期は、平成32年度の年度末の施設入所者が90名になるように目標を設定しております。

続きまして、地域生活移行者の数ということで、こちらはまだ29年度の実績を集計中でございます。29年度は12名の方が地域移行されるように目標を設定しております。

こちらの地域移行というのはどういった方が該当してくるかということなんですが、第4期においては25年度、第5期においては28年度の施設入所者の数、施設に入られていた方がグループホーム等に移行した場合、この実績として算定されるというものです。

削減見込み数につきましては、第4期は99名の方が93名にということで6名、第5期は92名の方が90名になるようにということで2名の削減目標というふうになっています。

めくっていただいて「(2)福祉施設から一般就労への移行促進」をごらんください。こちら第4期と第5期のものが両方書かれている形になっておりまして、第4期は、平成24年度の実績を15名まで、29年度までに15名までに増やしていくというのが目標となっております。こちらの29年度の実績につきましても現在集計中ということで、集計が終わり次第、また協議会でご報告させていただきたいと思っております。

第5期は、28年度の実績である13名から18名に増えるように目標を設

定しております。こちらの目標につきましては、国の指針のほうでもうちょっと多い数字を示されているのですが、文章に書かせていただいているように、東久留米の実情を踏まえて目標を設定させていただいております。

「(3) 就労移行支援事業の利用者数」でございます。こちらのほう、25年度の利用者が28名に対して、29年度の目標値は45名となっております。実績は41名で、数字としましては4人、目標に足らなかったという状況になっております。第5期は、28年度の実績34人が41人に増えるように目標を設定しております。こちらの就労移行支援の利用者につきましては、国の指針どおり2割以上増やすことを目標としております。

【会長】 一度ここで切って、質疑なり、意見交換の時間にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 めるくまーの小林です。

就労移行支援事業利用者数の算出方法なんですけれども、年度末に就労移行支援事業を利用した人数の実績ということなんですけれども、これは月末にしなければ算出されないということなんですか。例えば4月から10月まで利用して、就労した人もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう方は算出されないということですか。

【管理係長】 実績としては3月の利用者の人数ということで、委員のおっしゃった年度の途中でサービスを使われなくなった人については、そこから漏れてしまうということになります。

国のほうから福祉計画をつくるに当たって、年度末の数字をベースにつくりなさいという通達が出ているので、それに準拠しているような形になります。

【会長】 関連して私から伺っていいですか。

つまり、その算出根拠は国の指針がベースになっているということと、あとは、経時比較をするためにこれは途中から、例えば10月には変更しにくいということでもあるんですか。3月同士で比較する必要がある、過去から、あるいは未来にわたってもあるということ、そういうふうに理解すればよろしいですか。

【管理係長】 国のほうで3月の数字というふうに言っているのは、おそらく会長がおっしゃるとおり、ずっと3月で継続してやっているのです、それを比較のために同じようなとり方をやっていくという考え方が一つあるのと、もう一つは、一月だけを切り出した場合、年度の当初をとる場合と年間を通じて実人数を出すというやり方もあると思うんですけれども、おそらく年度の最後、これについては目標なので、努力していった結果、最終的なものがやはり年度末という考え方のもと、3月の数字を使いなさいという指針になっているのかなと担当としては理解しています。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、この件でもそれ以外でも構わないと思うんですが、ご意見、ご質問等おありの委員いらっしゃいましたら、お願いします。

【委員】 磯部です。

確認なんですけれども、福祉施設入所者数が上がっているんですが、これは福祉施設ということで対象が知的障害中心になるのかなというのが一つと、あと、地域別には入所施設がどこにあるのかっていうのを具体的に。

結局、福祉計画は数字だけが動いているだけで、なかなかその中身が検討できていないことが課題になっていますので、そこら辺の入所施設がどこにあるのかということとか、対象になっている99人の障害のある人たちの障害状況などをわかる範囲で教えていただきたいということと、移行に対して、利用者に対してどういう働きかけができていくかということがもしあれば、説明していただきたいと思います。

【会長】 もし何かあればお願いいたします。

【管理係長】 まず、資料については、次回までに施設の数であったり、入所されている方の、身体障害の方向名、知的障害の方向名というように内訳的な、もう少し中身のわかるものを用意させていただきます。

【福祉支援係長】 一般的に障害支援区分で言うとかかなり重度の方が該当するということと、個々の方の事情によるのですが、遠方の方も近隣市の方もいらっしゃるということで、障害の種類で申し上げますと身体と知的の方が一番多いのかなというのが、印象です。

身体、知的の方と、あるいは知的、精神の方といった複合障害の方もかなり多くいらっしゃるという印象もあります。

【委員】 磯部です。

ありがとうございました。そうすると、年に何回か、訪問するということとされているということでもいいんですか。

【福祉支援係長】 先ほど申し上げましたとおり、区分認定調査というのがございまして、3年に一度という形になるんですけれども、更新の時期には必ず訪問して、遠方の方の場合も調査を行っています。

【会長】 ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤と申します。今回、初めて委員のほうに参加させていただきました。

私のほうから2点ほどありまして、本校、清瀬特別支援学校は知的障害の学校でして、全国的な流れの中で4番の就労移行支援事業所の就労移行率というところを挙げられているかと思うんですが、本校の生徒や東久留米の知的の方

で就労移行を利用されている方は、他市のほうが比率的に大きいと思うんです。

多分この数字は、他市の就労移行支援事業所を利用している方も含めてだとは思いますが、全国的な流れの中で、こちらの目標というか、移行率を上げられているかとは思いますが、東久留米の現在の福祉の実情から考えると、これがそこまで優先順位が高いかどうかというところが、ちょっと思ったところでもあります。

今後また、就労移行支援事業所が増えていく予定だったりとかはあるかもしれないんですけども、現在、東京都で約45%が企業就労していて、全国的に就労移行の利用者が減っている、もしくは閉鎖する事業所が増える中で、こちらのところを課題にして挙げている。今年度はもうこれで進めていくということなんですけれども、もうちょっと違うアプローチ、特に生活介護とか、そういったところのアプローチも、今後あってもいいのかなということを感じたところです。

【会長】 ありがとうございます。何かありますか。

【地域支援係長】 当市においては、実は30年度で就労移行の事業所が1つ手を引かれてというのもございますし、いろんな法人さんから就労移行を市内で立ち上げたいという相談も受けているんですけども、それもちっと採算が合わないのか、頓挫されたというケースもございます。市としては、そういった事業所があればできる限り応援していきたいなところなんですけれど、なかなか事業所が立ち上がっていかないという状況がございます。

【福祉支援係長】 就労移行支援事業所が市内に2カ所、身体、知的がさいわい福祉センター、精神が武蔵野の里ということで、1カ所ずつですので、おっしゃられたとおり、他市利用が多いというのが実情です。

【会長】 具体的な2カ所の名前が挙がっていますが、ご関係の委員、もしご発言があればお願いいたします。

【委員】 高原です。

私ども、就労移行支援、10人定員でやっておりますけれども、10人定員のうち利用登録されている方がかなり減りまして、数年前は二、三人という時期もあったんですけども、このところ5人ぐらいに増えてきてはいるんですけども、就労移行支援のほうは利用年限が2年と決まっております、就労継続B型の場合ですと、特に利用期限がありませんので利用しやすいのんですけども、就労移行支援の場合には2年たったら、どうするんだということで、精神障害の方なんかは、2年で出されるということで心配になって利用をためられるような方もいますので、そういったところ状況もあるということで、今後、改善していただけるとありがたいかなと思っています。

それはなかなか、国の制度でもあるので、難しいと思います。

【会長】 関連していかがでしょうか。

【委員】 さいわい福祉センターですが、就労移行支援事業所という形では事業を行っている状況です。やっぱり現状的には利用される方が他市に行っているというところも、僕ちょっとわからないんですけども、実際に利用している方は少ないというところで、就労移行支援の目的が一般就労とか福祉的就労、よくあるのはB型に行くために就労移行を使うというようなこともよくある話だと思うんですけども、一方では、就労支援室というのを事業としてやっているの、一般就労している方についてのアフターフォロー、フォローアップというのは、現状的には、今登録されている方が150とか200ぐらいの数はいるんです。

それぐらいの方たちは就職、全て私たちがフォローしているということでも、特別支援学校を卒業した方の情報をいただいて、連携をして、毎年毎年フォローしているという形でやっているの、移行支援事業所の役割とか就労支援室の役割という部分が、今後、少し整理されていくのかなというところも考えていっても。自分が考えるというよりは、国がそういう形で考えていってもいいような気がしているところなんですけれども、もちろんトレーニングして就労したいという方については、そういう形の場合は必要だと思うんですが、現状的には就労した方のアフターフォロー的なところでは、就労支援室ではかなりアプローチさせていただいているかなという実感はあります。

多分、精神の方もそういう形ですとアフターフォローしているのかなと思いますけれども。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 めるくまーの小林です。

今の就労移行に関してですけれども、計画相談で精神障害の方に限ってなんですけれども、何人かを担当してまして、他市、港区だとか、杉並だとか池袋、高田馬場、所沢……。所沢には七、八件、就労移行支援事業所があったりだとか、川越だとか、20人ぐらい多分担当していると思うんですけども、全部他市なんです。

母体を株式会社がやっているところが多くて、モニタリングの時期とかになると、就労移行支援事業所の人わざわざこちに訪ねてきて、営業目的もあるとは思いますが、ほかにいませんかみたいな形で利用者を発掘しようとしているような状況があります。情報までに。

【会長】 ありがとうございます。関連していかがでしょうか。

【委員】 そうすると、知的、身体の場合はどこがある。他市になるのか。

【委員】　　さいわいさんからご紹介いただいたりしているんですが、そもそも新卒で就労移行を利用される方というのが10%ないぐらいなんです。もともとが少なくて、先ほども申し上げたように、半分は企業に就労して、B型の働ける方と、就労移行の方の空洞化が進んでいるというか。生活介護か緩いB型に行くか、企業就労かっていう方が多いので、ここがあまりニーズが少ないっていう現状もあるんです。

昨今の雇用率の改定とか、企業就労について理解を深めていただける企業が増えた中で、前よりも企業就労できる幅が広がってきたというところもあると思うのですが。

なので、就労移行やられる方は、逆に企業就労ちょっとうまくいかなかったり、マッチングがうまくいかなくなって経由するっていう方のほうが多いのかなという印象があります。新卒からすぐにとという流れは少ないです。

【会長】　　そのほかいかがでしょうか。

【委員】　　高原です。制度の細かい話でもあるんですけども、1つは4月から給付費の単価のほうが就労実績の率によって非常に大きく変化するというふうに変わりました。就労実績が少ないところは、ものすごく極端に単価が下がってしまったというところがありまして、それはかなり厳しい状況でもあるんですけども、一つには、総合支援法は各事業所からの競争をやって、質のいい事業所を残して、就労支援の質は上げていこうという考え方があるようで、そういう実績に応じて単価を変えるという形になっているところで、条件は厳しくなっているんですけども、それと同時に、2年間終わって就労された方への、その後3年間の就労定着支援という制度ができて、そこで支援をしていくということで、就労にうまくのるような方については、就労移行支援事業所を使ってやっていくというのが、道筋が今までよりは少ししっかりされてきているところは、制度的には改善されたという部分ではあるんですけども、ただやっぱりそういう形でやっていくのは、特に精神障害の方、不安定な方が結構多いですし、そこはかなりそういうことができるようなスタッフを配置して、しっかりやっていかないとなかなか難しい状況になっているなと思っております。

【会長】　　ありがとうございます。いかがでしょうか。ご意見等おありの委員はいらっしゃらないでしょうか。

【会長】　　5時をめぐりと聞いているのですが、おそらく内容の切りのいいところで。次回ぐらいまでに振り返りが終わるといいのかなとそう思っていたんですが、それで間違いないですか。

【障害福祉課長】　　はい。

【会長】 では、このくだりは一旦ここで意見交換を終わらせていただいて、(4)以降に行きたいと思います。

【地域支援係長】 休憩を入れますか。

【会長】 入れましょうか。

では、休憩を入れようという事務局からの提案ですので、休憩を入れさせていただきたいと思います。

あの時計で4時10分からでよろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、時間ですので、また協議を再開したいと思います。

資料の4番からお願いいたします。

【管理係長】 引き続き、PDCA表の5ページをごらんください。

こちらのほうから各サービスの実績等になります。こちらの表ですが、第3期障害福祉計画(24年度から26年度)の数値と、第4期(27年度から29年度)の実績と括弧の中が見込み値、計画値になっております。隣の第5期につきましても、実績はまだ出ていないので見込み値のほうを掲載させていただいております。

こちらの見込み値、計画値についてですが、先ほどの数値が明確に目標値ということで、その数値を目指していくというものだったんですが、各サービスにおける見込み値は目標値ではなくて、今までの実績等から今後考えていくと、利用者がこのように増えてくるとか、減ってくるのかというような見込みをあらわしたもので、この数字に合うように努力をしていくというものとはちょっと違うということでご理解いただけたと思います。

では、訪問系サービス、居宅介護のところからご説明させていただきます。第4期、29年度のところをごらんください。これも3月の実績となりますが、利用者は82名、利用時間は915時間ということで、見込み値よりは少ない数字となっております。第3期からの流れでいくと、利用者については減少している状況でございます。また、1人当たりの平均利用時間のほうも単純計算ですが時間を人数で割った数字を載せさせていただいております。

続きまして、重度訪問介護のサービスでございます。29年度3月の実績、利用者は21名で利用時間につきましては7,044時間となっております。こちらのほうも見込み値よりは少ない数値となっております。過去6年の経過からいいますと、利用者がやや増えていっているような状況でございます。

同行援護につきましては、29年度3月の利用者が29名、利用時間が539時間ということで、利用者のほうは増えていっている状況でございます。ま

た、利用時間のほうもその関係で増えていっている状況でございます。

行動援護につきましては、29年度3月の利用者が23名、利用時間が663時間ということで、見込み値と比較しますと利用者については増えている。一方、利用時間についてはそこに達していないような状況になります。行動援護につきましては、1人当たりの平均利用時間が減っている状況にあります。ここが、ほかのサービスとの違いとなっております。

あと、補足ですが、3月の実績ですので、通常3月の実績を4月に国保連合会等に報告して、5月に支払いの数字が確定するという流れになっておりますので、まだ請求がおくれている事業所が多少ありまして、数字のほう若干増える可能性が今後あるということでございます。

訪問系サービスについては以上になります。

【会長】 ありがとうございます。では、訪問系サービスの事業量等々についてご意見、ご質問等おありの委員いらっしゃいましたらお願いいたします。

【委員】 NPO法人ゆうの有馬です。

行動援護に関しては、完全にヘルパー不足だと思います。ご依頼があっても受けられないというところで、その分時間数が減っていると思います。

平成24年の19人だったら受けられるけど、23人に増えたことによって、ヘルパーも減っているしというので、1人当たりの時間数が減っているのが現実だと思っています。

あと、重度訪問介護ですが、私、相談支援もやっていますけれども、やはり事業所がないです。重度訪問介護は時間数も長かったりとか、夜遅かったり、朝早かったりとか、いろんな条件があってもなかなかヘルパーが見つかりません。それをやっている事業所も少なく、今年から介護保険の事業所が参入しやすくなったので、そちらのほうに期待するしかないかなというのが現実だと思っています。なので、第5期でこの時間数とかが減らなければいいというのは、すごく思っています。

【会長】 ありがとうございます。関連してありますか。

【地域支援係長】 大丈夫です。

【会長】 ほかいかがでしょうか。

【委員】 磯部です。

行動援護についてですが、今、東京都のグループホームの改定もあって、国の加算をとるよという方向の中で、重度支援加算をとるためには行動援護の対象の方が、重度支援加算がとれるという流れが今あるし、そのほかにもそういう行動援護を持っている方に対する、通所も含めて、そういう流れになっているので、多分、行動援護をとる人が増えてくるのかなというふうには考え



ています。

ただ、今、有馬さんがおっしゃったように、じゃあ、訪問系のサービスとして使うためには事業所がないということで、ある意味では、通所やグループホームの加算をとるために、多分、行動援護をとるといような流れが増えてくるのかなというふうに予想されるんですけども、仕方がないのかなみたいな感想です。予測と感想です。

【会長】 有馬委員、お願いします。

【委員】 移動支援のガイドヘルパーだと、事業所内研修とかガイドヘルパーの移動支援の講習をいろんなところでやっているの、結構ガイドヘルパー資格はとりやすいですけども、行動援護は行動援護の資格が必要になってきます。今までの経験とか介護職員初任者研修修了者で、従事できていたのが、行動援護の講習を受けないと対応できなくなってきました。

となると、各事業所が、今いるヘルパーたちを行動援護講習の講習費を負担して3日間スタッフを拘束して、その間移動支援を断るといことをいろいろ考えると、事業所によっては厳しいところもあります。行動援護をやっていない事業所もあるので、2つの事業所を使っていた利用者さんが使えなくなることもあります。ほんとうに難しい問題がいっぱい出てくると思っています。

【会長】 ありがとうございます。関連してご質問、情報提供等々おありの委員はいらっしゃいますか。

訪問系サービスについては、まずはよろしいですか。では、さきに進ませていただきたいと思います。

引き続き、事務局よりお願いいたします。

【管理係長】 7ページをごらんください。こちらからは、日中活動系サービスになります。まず、生活介護につきましては、29年3月の利用者が233名、利用日数は4,665日ということで、1人平均の利用日数は20日間ということになっております。こちらのほうも見込み値よりは実績のほうがちょっと少なくなっている状況でございます。

自立訓練（機能訓練）につきましては、29年3月の利用者が3名で、利用日数が51日となっております。例年の利用状況は大体お一人という状況だったんですが、29年度については3名の方がご利用いただいていたという状況でございます。

8ページに行ってください。自立訓練の生活訓練につきましては、29年3月の実績が13名の方がご利用になられていて、利用日数は225日というふうになっております。

宿泊型自立訓練につきましては、29年3月の利用者は0という実績になっ

ております。こちらのサービスについては、年間を通じていうと、大体お一人の方が利用されているような状況ですが、28年、29年と3月の利用者につきましては0名だったという状況でございます。

ページをめくっていただいて、9ページ、就労移行支援でございます。先ほど目標のほうでも説明させていただいたところではありますが、29年の3月の利用者は41名、利用日数は756日ということで、見込み値よりは少ないような数字となっております。

就労継続支援（A型）につきましては、29年3月の利用者が17名、利用日数が349日ということで、利用者数につきましては見込み値よりも少ない数字となっておりますが、利用日数につきましては、見込み値よりも多くなっているという状況です。

就労継続支援（B型）につきましては、29年3月の利用者が295名、利用日数が4,890日ということで見込み値のほうを上回る実績となっております。

就労定着支援につきましては、平成30年度からの新規事業ということで、実績のほうは現時点ではございません。

めくっていただいて11ページ、療養介護につきましては、29年3月の利用者が10名ということで、見込み値よりも多い数値となっております。

短期入所につきましては、29年3月の利用者が33名、利用日数が240日となっております。ここ4期の中でも少ない数字とはなっておりますが、利用者数としては見込み値のぴったりと、日数につきましては少ない数字となっております。

日中活動系については以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。では、日中活動系サービスについて、今のご説明について、ご質問なり、ご意見なりお持ちの委員いらっしゃいましたらお知らせください。

**【委員】** めるくまーる、小林です。

就労定着支援、新規の事業というところで、他市の情報で小耳に挟んだところで、就労移行支援事業所がこの就労定着支援をやろうとしているところがあって、具体的に利用者に対して利用料2,000円くらいかかるとおっしゃっているところがあったんですね。その根拠となるものがわからなかったんですけども、今、東久留米市ではこの事業に対してどこがやるんだとか、例えば就労支援室がやるのか、就労移行支援事業所がやるのかとか、そういうところというのは決まっているんでしょうか。

**【会長】** もし何かあれば。

【委員】 さいわい福祉センターの飯島です。

市の方といろいろ相談しているところなんですけれども、さっきも言ったように就労移行支援と就労支援室の関係性と、そこでまた新たな就労定着支援というのが出てきて、何をやるにとってみても、そこに職員の配置が必要だとか、そういう最低限こういった部屋が必要だとかって、いろいろついてくると思っ  
ているんですけれども、部屋はないにしてもいろんな条件がついてくる。そう  
いった意味では、そういう事業とか制度がついてはきているんですが、センタ  
ーとしては様子眺めかなという気はしているんですね。

中身的にはそういう形の定着支援的なことはやっているの、そこに加算が  
つかなくても、利用者さんに必要なサービスならやっていこうという気持ちで  
いるところなんです。だから、ほんとうにこの定着支援という事業が、今後ど  
んな形になって、何をやるにしても加算がそんなにつかないところというのは、  
事業としてほんとうに成り立っていくのかなとちょっと心配なので、市に対し  
ては、ちょっと様子を見させてもらうという返事はしています。

【委員】 就労定着支援ですけれども、都の説明会で聞きましたところでは、  
就労移行支援で訓練をして就職をされますけれども、就職されて6カ月間は就  
労移行支援事業所がアフターフォローで無料で見なさいということになってい  
まして、6カ月たってから3年間の就労定着支援をやっている場合には、その  
3年間で支援して、就労できて半年たってもまだ続けている人が、それから3  
年間支援をして、一月当たり3万円とか、そういう金額が給付費としてもらっ  
て、その間、来てもらったり、月1回は面談をなささいということになってお  
りまして、それをやって、いろいろ悩み事とか相談を聞いて、その後の定着を  
支援して、3年たったら一応それでもう終わり、その後は就労支援センター  
ですとか、そちらのほうに引き継いでいくというような構想のようなんですけ  
れども、利用料をとることについては、多分その事業所独自でやるあれだと思  
いますので、とるかどうかはさまざまだと思いますけれども。

【委員】 めるくま一、小林です。

受給者証を使つての障害福祉サービスで、個別給付をいただけるという認識  
でよろしいですか。

【委員】 そういう形ですね。

なおかつ、場所とかスタッフも、就労移行支援のところできるとい  
うようなことになっておりまして、比較的負担がかからないようにつくったとい  
うふうに都の人は説明されていました。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。

じゃ、こちらのほうも就労移行と同じく他市利用の方も含めて、私のほうは、他市の方では今年度中に開設を予定している就労移行支援事業所もいらっしゃるんで、そういった意味で、12、15、18って実数が上がっているんですが、そのあたりを見込んでの数値ということでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【地域支援係長】 一応、この数字をつくるというか、見込みを出すときには、各事業所さんからヒアリングを行っています。計画の数字を立てた時点で明確な就労定着の運営基準とか、そういったものは見えていなかったんですね。その中でも、このサービスに興味を持っていただいて、立ち上げも検討していただけたらいい事業所がある中で、出してきた見込み値であります。

【委員】 では、東久留米市の中でもある。

【地域支援係長】 はい。

【委員】 わかりました。

【会長】 飯島委員、お願いします。

【委員】 さいわい福祉センターの飯島です。

多分、さいわい福祉センターも数字を出したと思うんですね。どんな形で事業やるのかっていうのは置いておいて、就労支援室で今何人ぐらいやっているのかっていうのを勘案して数字を出している形なので、それと事業の立ち上げとはリンクはしていない。今になってですけれども、リンクはしていないかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。

先ほど、高原さんのほうで、B型が給付の仕組みが変わってきたということで、工賃稼げるか稼げないかによって給付費の金額が決まってしまうという中で、この数字はとりあえず前の仕組みで挙げてあるんですが、結構やっぱり事業所の移行と障害のある人たちの状況とのこう、事業所としては経営しなくちゃいけない。利用者としては、働く力がなかなか難しい人たちもいる中で、数値的に伸びない可能性もあるし、そこら辺しっかりと今後見ていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

そのことと、あと、日中活動の場に来られていない在宅の障害のある人たちの把握っていうのが、現状どうなっているのかなっていうのが聞きたいとます。一般就労している人たちはそれでいいと思うんですが、福祉サービス日中系に通っていない人たちの把握というのは現在できているのかどうなのかというのはちょっと確認したいと思います。

【会長】 いかがでしょうか。数字の把握については。

【福祉支援係長】 課題としてあると思います。在宅の方をどこまで捕捉できるか、原理原則で申し上げますと、障害福祉サービスをご申請いただくとか、支援のスタートがご本人様、あるいは支援者の意思によります。ご希望に応じてサービスにつないでということはもちろん大原則ではあるんですが、現状でできる中ではなかなか難しいというのが今課題として認識しているところです。

【委員】 磯部です。ありがとうございます。

生産性とか効率性が基本給の中に入ってきているという状況の中で、なかなかそこにそぐわない方が増えてきた場合に、在宅になる可能性もあるということのを危惧されるので、ぜひこの数値の動きの中で変化があった場合には、そこら辺の対策を考えていく必要があると思いますので、今後、自立支援協議会の中でも検討する重要な項目かなというふうに思います。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

【福祉支援係長】 ありがとうございます。

【会長】 そのほかにいかがでしょうか。

では、先に進ませてください。居住系サービスについてですね。事務局よりお願いいたします。

【管理係長】 12ページ、居住系サービスをごらんください。

まず、自立生活援助につきましては平成30年度からの新規事業になりますので29年度の実績はございません。

下の共同生活援助、グループホームにつきましては、29年3月時点の利用者が128名ということで、見込み値よりは少ない数になっておりますが、利用者のほうは増えている状況にです。

めくっていただいて、施設入所支援についてでございます。こちらのほうも初めに説明させていただいたとおりになりますが、29年3月の実績としては94名の方が利用されているという状況になっております。

居住系につきましては、以上になります。

【会長】 ありがとうございます。居住系サービスにつきまして、ご意見、ご質問等おありの委員いらっしゃいましたらお願いいたします。

【委員】 磯部です。

うちもグループホーム、共同生活援助としてやっているんですが、障害の重い人たちの支援をしていて、寝たきりの方や胃ろうの方も含めてやっているんですが、地域の中での住まいというかグループホームのあり方っていうところでは、親御さんたちの願いもあって土日自宅に帰るということの中で、地域、

グループホームと通う場所と自宅というものが、特に障害の重い人たちにとっては、親元に帰ることでリラックスするということでは、とても大事ななと思ってはいたんですが、東京都のほうでその部分の、グループホームを利用していない場合に給付を下げる、区分どおりの給付ではなくて、金額を下げた形で取り組んでいく、支給するという方向が10月から始まるんですね。

そうした場合に、グループホームにずっといるという、グループホームと通所という自宅に帰るといった選択肢がなくなってしまうのではないかという危惧をしているんです。

何を言いたいかって言うと、こういう自立支援協議会の中で、いろんな障害ってあるんですね、精神の方もいるし、うちのように障害の重い人たちもいるし、一定動きのある、活動な人もいるしっていう中で、地域で暮らしていくということはどういうことなのかっていうのを自立支援協議会の中でも話し合いをしながら地域の人たちにも理解していただきたいというふうに思っています。

実際に、経営的には、制度的には日払いになっているんですけども、暮らしに日払いというのはほんとうはなじまないと思うし、65歳になったらどうするのかという問題もあります。そういう意味で、ほんとうに一人一人のケースに即して検討しなければいけないかなというふうに思うんですが、そういう数値だけじゃなくて、暮らし方ということに関しても、皆さんと共有化しながら、この部分を見ていただけるとありがたいなということで、これはお願いです。以上です。

【会長】 ありがとうございます。関連していかがでしょうか。

【委員】 保健所の橋本です。基本的なところですみません。

今、磯部さんから共同生活援助のお話があったんですが、住みなれたところで住んでいけるといいなと思うのですが、ここの数値の中で、みんな東久留米に住んでいるということではなく捉えたほうがいい数値なのでしょうか。

それが一つと、あと、これは今後のことで地域生活支援拠点を東久留米では面的に、今ある機能を使って整備していきましょうというお話が協議会の中にも出ていたかと思えます。そういう面的整備になると、例えば市外にいいグループホームがどんとあるのだけれども、地域生活拠点はしないかなみたいなのがちょっとわからなくて、今後の数値を見守っていくときに地域生活拠点を東久留米の中で面的に整備していくのだとしたら、もうちょっと何かあったほうがいいのかとか、あと、重度の人も暮らせるかなみたいな見方ができるいいなと思ったので、数値の中でもしわかれば、住まいというのは市内か市外かがすごい大事な気がするので、今後、わかれば教えていただければと思います。

【会長】 それについて、いかがでしょうか。

【管理係長】 まず、こちらの128名の利用者につきましては、市内のグループホームや市外のグループホームを利用している方も含めた数字になっております。

あと、面的整備の部分につきましては、まだまだ都内でも整備が進んでいないものになりますので、市外のグループホームに入られている方がどうかかわりを持っていくかというのが現時点ではちょっとイメージできていない部分にはなります。

ただ、基本的に、国の指針の中では各市区町村でという話になっているので、本市においては面的ということなんですけれども、例えば市外で、その市で生活されている方については、その地域生活支援拠点とかかかわっていくというのが形になるのか、逆に市内のグループホームで、当然他市の方が利用されている場合もありますので、そういった方については本市の面的整備の中の拠点とかかかわっていただくというようなものになるのでしょうか。

まだ、都内でも整備がなかなか進んでいないものなので、あくまで担当としてはそういったイメージを持っているということでございます。

【会長】 ありがとうございます。磯部委員、お願いします。

【委員】 かなり東久留米は、グループホームが多いという感じがするんですね。各法人で必ず1つ以上は持っている状況にあるので、もう一つ市内に施設の代表者会というのがあるんですけれども、そこで一回、グループホームの連絡会みたいなのを立ち上げてみたんですけども、実際にはほんとうにそれぞれの事業所が、それぞれのグループホームや利用者を支えるのに精いっぱい、なかなか連絡というか、さいわいさんが頑張ってくればみんな集まると思うんですけれども、さいわいさんも忙しそうなので、なかなか面的な連携というのは難しい状況にはあります。

ただ、うちのほうでも、先ほど言ったように、今後、グループホームで暮らしていくためには胃ろうなんかもしたほうがいいだろうということで昨年12月に手術した例とか、あと、親御さんが認知症になってしまって判断ができないというところを、どうフォローするかというのをケースワーカーと一緒に取り組んだりとか、利用者が40代後半になってくると、ほんとうに暮らし全体に対して取り組んでいかなきゃいけない事例が結構多くなってきているので、そういうものもできるだけ皆さんにも伝えながら、いろいろなお知恵をかしていただきながら、暮らしを支えていく仕組みづくりを自立支援協議会の中でも協議していただけるとすごいありがたいなと思いますので、そういった実態みたいなのもその都度報告させていただけるとありがたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

居住系サービスについての話はここまでとさせていただきます。

次のに行っているのか、非常に迷う時間帯ではあるんですが、説明の分量としては結構多いですか。

【管理係長】 そうですね。今日はこの辺で。

【会長】 ということでございますので、6番の協議事項については、今日はここまでで、次回以降また続きがございますので、そちらでお寄せいただければと思います。ご発言いただけなかった委員の皆様も次回以降、それぞれのお立場からご意見お寄せいただければ幸いです。

【委員】 磯部ですけれども、ちょっと1点だけ。放課後等デイの件については、少し混乱があったようですが、そこはもう落ち着いたのかどうなのかだけ報告があるとありがたいです。

【福祉支援係長】 放課後等デイサービスの件で、制度改正においてお騒がせしたというところで、ご説明させていただきます。

平成30年度から、事業所の報酬の区分において比較的支援が必要とされる児童の方と、一般に放課後等デイサービスを利用される方についての2つの区分を判定する調査を区市町村で行う、という制度改正がございました。

東久留米市としては、4月6日付で、国の指針に基づいて、これまでの調査における今年度に関して認められる区分について、各保護者の方に通知をさせていただきました。その通知自体は国の定めたものではありませんが、その後いろいろなご意見をいただいたこともあり、改めて新しい基準での調査を実施しているところです。

現在、160人強の対象者のうち、おおむね90人から100人の調査が完了しております。6月中に調査を完了する方向であります。その後、保護者に改めて通知をさせていただく形になります。可能な限りご協力をお願いしておりますが、これまでの調査で、特に追加調査を希望されない方に関しましては、保護者様のご意向を今年度は尊重させていただくという形をとっております。

全国的に、方向性が不透明な部分もありますので、今後引き続き状況を見ながら対応していきたいと考えております。以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

では、7番のその他に移らせていただきます。

7番は事務連絡かと思いますが。

【地域支援係長】 事務局より2点ご連絡です。

1点目は、今年度の協議会のスケジュールについてでございます。皆様から



スケジュールをいただきまして、できるだけ多くの委員の方が参加できる日程で調整させていただきました。第2回の協議会は、8月2日木曜日、午後2時半から701会議室を予定しております。第3回は11月1日、こちらも701会議室で、午後2時半からを予定しております。第4回が、毎年のことになるのですが、市民参加型を予定しておりまして、1月30日水曜日、18時から18時30分ごろを予定しております。いずれも日程変更の場合もございますが、日程が変更となった際には速やかにご連絡いたしますので、できるだけご参加いただけるようお願いいたします。

2点目は、毎年行っている研修会についてです。去年は東洋英和女学院大学の石渡先生による「障害者と地域生活支援 つながりの中でできること」という題目で協議会研修として開催しております。今年度は、現在のところ、講師の方や研修内容等が決まっておきませんので、ぜひ、委員の方からもご提案いただき、今年度も開催できるようご協力のほどお願いいたします。

例えば、研修会のテーマといたしましては、前年度に引き続き人権にかかわる研修や、昨年度の市民公開型の協議会で市民の方から意見の出ました職員のスキルアップにつながる研修など、そういったものが考えられると思っております。

どなたか講師の方をご紹介いただける場合は、障害福祉課の井出までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上となります。

**【会長】** ありがとうございます。

その他で、さらにその他でおありの委員いらっしゃいますか。

**【委員】** 磯部です。

まちづくり部会の部会長っていうのは継続するということがいいですね。

昨年度はなかなかまちづくり部会が開かれなかったし、防災のことを中心にやっていきたいという意向は委員の方たちとは確認しているんですが、テーブルで話をするのは、もう何回かやっているんで、できたら現地に行って自治会と話をしたりとか、防災課が提案している公園の実態を見たりとか、そういう取り組みを今年度はしていきたいなというふうに思いますので、次回、まちづくり部会の開催のときに、今年度の具体的な活動を皆さんとお諮りして、進めていけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

**【会長】** ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

**【委員】** 今、磯部委員が部会のことを言いましたので、相談支援部会のほうも継続というような形でいいでしょうか。

そうしたらまた、いろいろ事務局と相談しまして、開催をと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それぞれの専門部会のほうでもよろしく願いいたします。  
そのほか、よろしいでしょうか。事務局からは何かありますか。

【地域支援係長】 大丈夫です。

【会長】 それでは、第1回の地域自立支援協議会をこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

―― 了 ――